

一橋大学博士学位論文審査報告書

令和4年3月1日

申請者 吉田聡宗

論文題目 アメリカ動物法文化研究序説－フェイヴァー理論を窓口として－

審査員 青木人志、ジョン・ミドルトン、安藤馨

「動物法 (animal law)」という法学の分野はアメリカ合衆国で特に発達している。一方、日本では、動物法の理論研究は揺籃期にあり、先行研究を見ても、ヨーロッパ諸国やEUを対象とした研究に比べて、アメリカ動物法(学)を対象とした比較法研究は、その重要性にもかかわらずいまだに少ない状況である。

吉田氏の本論文は、そのような欠落を埋める優れた研究成果である。本論文で吉田氏は、まず、アメリカ動物法学界の重鎮として長年活躍してきたフェイヴァー (David S. Favre) の主張を、中立的な立場から詳細に紹介する。次に、フェイヴァー理論に批判的検討を加えた上で、日本法への応用可能性の有無を論じる。最後に、そこから見えてくるアメリカ動物法文化の特質を整理する。

本論文の長所・功績は次の諸点である。①これまで表層的で断片的な紹介しか行われてこなかったフェイヴァー理論の全貌を、その欠点も含めて初めて明らかにした。②「生きている財産」(living property) という新しいカテゴリーを創設することで動物を財産であると同時に権利主体でもあるとするフェイヴァー理論の背景には、コモンローとエクイティの併存とそれに密接に関わる信託法理論があることを解明した。③民間団体がアメリカ動物法(刑事法)の執行に重要な役割を果たすことを認めつつ、初期のASPCA(アメリカ動物虐待防止協会)は民間団体とはいきれないことも示し、民間団体の活動を高く評価するフェイヴァー理論の偏りを指摘した。上記②③に加えて、④アメリカ法(州法)の多様性と、⑤人のみならず動物も包含しうる法概念(例えば victim や beneficiary)の柔軟性という特質も、フェイヴァー理論の構築を可能にしている要素であることを示し、②③④⑤に見られる4つの特徴を、フェイヴァー理論を窓口として見たアメリカ動物法文化の特質であると同定した。

本論文に残る主な不満としては、①アメリカ動物法学界でのフェイヴァー理論の位置づけについての検討が手薄である、②民間団体の刑事法執行機能の評価をめぐる吉田氏のフェイヴァー批判が、「生きている財産」というカテゴリーの創出というフェイヴァーの中心的主張とどう関係するのかが不分明である、ということが指摘できるだろう。しかしながら、これらの問題点は、吉田氏自身がすでに自覚しており、本論文のもつ価値を本質的に損なうものではない。

以上のような論文の評価と口述試験の結果に基づいて、審査員一同は、申請者吉田聡宗氏に一橋大学博士(法学)の学位を授与することが適当であると判断する。